その他これらに類する職業に必要な技術」を「特定技術」に改め、「修業年限二年以上の」を削り、同条第二項中「大学に」を「大学又は専修学校（前項の表備考第五号に規定する専門課程に限る。次条第一項第四号において同じ。）に」に改め、「大学の項下欄」の下に「又は専修学校の項下欄」を加える。

第二条第一項第四号中「（前条第一項の表備考第五号に規定する専門課程に限る。）」を削る。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三

離島振興法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十七号

離島振興法施行令の一部を改正する政令

内閣は、離島振興法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十号）の施行に伴い、並びに離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第七条の二第二項第一号及び第七条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

離島振興法施行令（昭和四十三年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条の見出し及び同条第一項中「第七条第六項」を「第七条第五項」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（離島活性化交付金等事業計画の記載事項）

第四条　法第七条の二第二項第一号の政令で定める事業等は、次に掲げる事業等とする。

一　高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実に関する事業
二　物資の流通の効率化に関する事業
三　漁業の再生に関する事業
四　雇用機会の拡充に関する事業
五　無医地区及びへき地における医療の確保に関する事業
六　妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦が当該離島の区域外の病院、診療所等に健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合における当該通院又は入院に対する支援に関する事業
七　高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設（以下この号において「高等学校等」という。）が設置されていない離島の区域（当該離島の区域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、当該離島のうち一の市町村の区域に属する区域。以下この号において同じ。）内から当該離島の区域外に所在する高等学校等への通学又は当該高等学校等へ通学するための当該離島の区域外における居住に対する支援に関する事業
八　離島と他の地域との間の交流の促進に関する事業
九　防災対策の推進に関する事業（国土保全施設の整備を除く。）
十　離島の振興に寄与する人材の確保に関する事業
十一　前各号に掲げるもののほか、離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等で国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が当該事業等を所管する大臣と協議して指定する事業等

第五条を第六条とし、同条の前に次の一条を加える。

（公表の対象となる離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等）

第五条　法第七条の四の政令で定める事業等は、次に掲げる事業等とする。

一　航路及び航空路における輸送の維持及び人の往来に要する費用の低廉化に関する事業
二　揮発油の価格の低廉化に関する事業
三　前二号に掲げるもののほか、離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等として国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が当該事業等を所管する大臣と協議して指定する事業等

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　離島振興法の一部を改正する法律附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の離島振興法第七条第四項の規定の適用については、この政令による改正前の離島振興法施行令第三条の規定は、なおその効力を有する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

3　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十四号から第百六十五号まで」を「第四十五号から第百六十六号まで」に改め、同条第百六十五号中「第二十九号、第三十三号又は第三十七号」を「第三十号、第三十四号又は第三十八号」に改め、同号を同条第百六十六号とし、同条中第百六十四号を第百六十五号とし、第百四十八号から第百六十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百六十二号中「第二十九号、第三十三号又は第三十七号」を「第三十号、第三十四号又は第三十八号」に改め、同号を同条第百四十八号とし、同条中第百四十六号を第百四十七号とし、第百三十七号から第百四十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百三十六号中「第十一号、第三十三号又は第三十七号」を「第十二号、第三十四号又は第三十八号」に改め、同号を同条第百三十七号とし、同条第百三十五号中「第十一号、第三十三号又は第三十七号」を「第十二号、第三十四号又は第三十八号」に改め、同号を同条第百三十六号とし、同条中第百三十四号を第百三十五号とし、第八十号から第百三十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七十九号中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同号を同条第八十号とし、同条第七十八号中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同号を同条第七十九号とし、同条中第七十七号を第七十八号とし、第七十六号を第七十七号とし、同条第七十五号中「第三十三号」を「第三十四号」に改め、同号を同条第七十六号とし、同条中第七十四号を第七十五号とし、第六十七号から第七十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六十六号中「第二十九号」を「第三十号」に改め、同号を同条第六十七号とし、同条第六十五号中「第十八号」を「第十九号」に改め、同号を同条第六十六号とし、同条中第六十四号を第六十五号とし、第四十八号から第六十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四十七号中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同条第四十八号とし、同条中第四十六号を第四十七号とし、第十号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第七条の三第二項に規定する交付金

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三